

府消委第267号 平成26年10月31日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会 委員長 河上 正



答 申 書

平成26年7月23日付け消食表第165号をもって諮問のあった件につき、 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第5項の 規定により下記のとおり答申します。

記

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮 食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準 (平成12年農林水産省告示第517号)

諮問された改正案のとおり一部改正することが適当である。

※別添の諮問案は、消費者委員会ホームページに掲載 http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/